

共同住宅等の料金算定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市水道事業給水条例施行規程（昭和35年豊中市企業管理規程第9号）第28条第2号に規定する料金の算定方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱の適用を受ける共同住宅等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 共同住宅等1種

ア 1個の市の水道メーターによる直結式若しくは受水槽式の建物のうち、独立した住居として用いられる戸又は室（以下「戸」という。）を単位として構成されたマンション、アパート又は集合住宅で、各戸ごとに給水装置若しくは給水設備を有し、それぞれ各戸独立の生計を営むもの。ただし、長屋は除く。

イ 1個の市の水道メーターによる直結式若しくは受水槽式の建物のうち、業務用ビル、若しくは寮又は住居と店舗又は事務所（以下「店舗等」という。）が混在する多目的ビルで、各戸ごとに給水装置又は給水設備を有し、かつ、それぞれ各戸独立の生計若しくは事業を営むもの。

(2) 共同住宅等2種 第1号イに定める建物のうち、店舗等に私設メーター（料金算定のため市が計量し、又は所有者等が計量して申告するために使用する私設メーターに限る。）が設置されているもの。

(申込書の提出及び適用)

第3条 この要綱の適用を受けようとする給水装置の所有者、代理人又は総代人（管理人を含む。以下これらを総称して「所有者等」という。）は、豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申込書を提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申込書が提出されたときは、申込戸数等記載事項を調査のうえ、前条の規定を適用するものとする。

3 管理者が必要があると認めるときは、前項の申込書の記載事項を再調査することができる。

4 第2項の規定による前条の規定の適用の開始月は、同項の規定により適用を決定した日以後最初の計量月とする。

(戸数の変更)

第4条 申込書提出後に戸数に変動が生じた場合であっても、当該年度内は戸数の変更を認めないものとする。ただし、戸数に著しく変動が生じた場合であって、かつ、管理者が必要と認めるときはこの限りでない。

(共同住宅等1種の料金算定)

第5条 共同住宅等1種の料金は、各戸に口径25ミリメートル以下の市の水道メーターが設置されているものとみなし、かつ、当該共同住宅等の1個の市の水道メーターによる使用水量を各戸が均等に使用したものとみなして、豊中市水道事業給水条例第28条の規定により各戸均等として料金を算定した額とする。

(共同住宅等2種の料金算定)

第6条 共同住宅等2種の料金は、次のいずれかに掲げる方法より算定する。

- (1) 店舗等については、各店舗等ごとの私設メーターの計量水量(申告による水量を含む。次号において同じ。)に基づき、店舗等ごとに料金を算定する。
- (2) 住居については、共同住宅等の1個の市の水道メーターによる使用水量から前号の各店舗等ごとの私設メーターの計量水量の総和を差し引いた水量を、前条の1個の市の水道メーターによる使用水量とみなして、同条の規定を準用して料金を算定する。

2 所有者等は、前項第1号の私設メーターによる計量水量を、定例日に管理者に申告しなければならない。

(領収証書の発行)

第7条 共同住宅等の料金に係る領収証書については、1個の市の水道メーターに対して発行するものとし、各戸ごとには発行しないものとする。

(実施の細目)

第8条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年12月1日から施行する。
- 2 内規「アパート等にかかる料金計算について」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成14年10月7日から施行する

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年11月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、平成22年11月1日から引き続き同日以後継続して使用されているこの要綱による改正後の共同住宅等の料金算定に関する要綱第6条第1項第1号に規定する店舗等の口径30ミリメートル以上の私設メーター（料金算定のために市が計量し、又は所有者等が計量して申告するために使用する私設メーターに限る。）に係る料金は、豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成22年豊中市条例第22号）附則第3項の規定を準用して算定するものとする。